

意見書案第10号

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を  
求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提  
出いたします。

令和8年6月15日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 野 田 雅 之

” 加 藤 孝 明

” 本 間 賢 次 郎

” 矢 沢 孝 雄

” 重 富 達 也

” 仁 平 克 枝

” 高 戸 友 子

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書

皇室は、我が国固有の歴史と伝統の象徴であり、国民統合の象徴として、国民の間に深く根差しており、皇位が連綿として継承されてきたことは、我が国の国体の根幹を成し、その安定的な継承を確保することは、国家の安寧と将来にとって極めて重要な課題である。

現在、皇位継承資格を有する皇族方は少数であり、次世代の皇位継承者は秋篠宮悠仁親王殿下のみという現状に鑑みれば、安定的皇位継承の確保は一刻の猶予も許されない喫緊の国家的事案である。

国においては、天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議を契機に設置された有識者会議による報告書が取りまとめられ、国会においては、各党派間での協議内容の取りまとめがなされたところであり、今後、皇位継承の在り方は国家の基本に関わる極めて重要な問題として、より具体的な議論へと移るが、冷静かつ真摯な議論が求められる。

皇族数の確保のための具体的方策としては、有識者会議の報告書において、「内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持すること。ただし、その配偶者と子は皇族としないこと。」「皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること。」の2案が示されており、これらは既に多くの党・会派において共有可能な論点となっている。

よって、国におかれては、皇族数の減少という現実我真摯に向き合い、これらの方策を政争の具とすることなく、超党派による誠実な議論の下、早期に皇室典範の改正を実現されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
内閣官房長官  
宮内庁長官